

古河市景観チェックシート《景観計画区域 東西仁連川地区》

届出者氏名 行為の場所

次の項目について、チェック、または記述してください。

1は全ての届出について、2は届出の行為の種類に応じ①~④のうち該当するものについて記入して下さい。

1 共通基準

● **景観づくりのテーマ**(景観計画 P10)

原風景となる田園景観や、それと一体となった八俣送信所の眺望景観を個性として、新旧が調和する風情ある景観をみんなで守り育み発信する

● 景観づくりの方針 (景観計画 P10)

- ・東西仁連川と飯沼川が織りなす田園景観や、それらと一体となった八俣送信所の独特の眺望景観を地区の 個性ある景観資源として守り生かす
- ・貴重な資源として里山の緑を守り育むとともに、地区の資源を大切にする
- ・農地や樹林地等の自然環境と集落地及び新たに創出される都市景観などが調和する、良好な景観を創る
- 配慮するポイント(景観づくりの指針 P70、P71)
 - ・河川空間と一体となった個性のある眺望景観を大切にする
 - ・地区の貴重な財産として里山を守り生かす
 - ・工業・業務系施設は田園景観や住宅地に対し景観的配慮に努める
- ※上記、景観づくりのテーマ・方針を踏まえ、届出対象地の開発における景観づくりのコンセプト(考えやねらい)を記入してください。

※上記を踏まえ、景観に対して配慮、工夫したポイントを記入してください。

※古河の風景カタログにて参考にした写真があればページ番号等を記入してください。

例 Ⅱ-4-4 現代的素材と調和した洗練された雰囲気

2 行為ごとの景観形成基準

【①建築物】

項目	景観形成基準	チェック欄
	行為地については、良好な眺望景観が得られる眺望点周辺において、眺望の妨げ	□はい □いいえ
	とならない場所を選定している。	
	街なみが連続している地区においては、街なみの調和や連続性に配慮している。	□はい □いいえ
		□該当なし
位	建築物については、歴史・文化等の景観資源を阻害しないよう、位置や規模につ	 □はい □いいえ
置配	いて配慮している。	
位置配置等	(位置配置等の具体的な配慮事項)	
7		
	(位置配置等で配慮できない理由)	
	人仕切に生むばのわいよしよりのよう形態辛戻ししている	
	全体的に違和感のないまとまりのある形態意匠としている。	□はい □いいえ
	歴史的建造物の近傍や沿道景観の整っている地区では、形態意匠の調和や連続性に配度している	
	に配慮している。 ≪景観づくりの指針参考≫	 □はい □いいえ
	「京観づくりの指すの号// 河川敷から見える台地端部に建築物等を建築するにあたっては、形態や外	□はい □いいえ □該当なし
	壁・屋上広告などの色彩及び高さに配慮している。	
	(景観づくりの指針 P70)	
	周辺景観や隣接する建物との調和に配慮し、できる限り高さを抑えている。	 □はい □いいえ
	河川沿いや台地端部などに立地する場合は、良好な眺望景観の保全に配慮した高	□はい □いいえ
	さとしている。	 □該当なし
形能	 よう配慮している。	
態意匠	≪景観づくりの指針参考≫	
<u> </u>	工業・業務系施設の建築物の外壁の位置は、隣接する住宅への影響を軽減す	│□はい □いいえ │
	るため、道路境界線及び隣地境界線から2m以上離して設置している。	
	(景観づくりの指針 P71)	
	商業・業務系地区では、低層階の意匠及び用途について、地区の特性や歩行者に	□はい □いいえ
	配慮し、にぎわいや街なみの連続性確保に努めている。	□該当なし
	(形態意匠の具体的な配慮事項)	
	(形態意匠で配慮できない理由)	
	2	

建築物の屋根、外壁及び屋上設備等の色彩は、以下の表で定める範囲で、できる 限り低彩度とし、高明度とならないよう努めている。(伝統素材や自然素材の素 材色は除く。) 色 相(系) 彩 度 区 分 市街化調整区域 市街化区域 R (赤) 4以下 2以下 □はい □いいえ YR(黄赤) 6以下 4以下 Y (黄) 4以下 2以下 GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), 色彩 B (青), PB (青紫), P (紫), 4以下 2以下 RP (赤紫) アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色は避け、できる限り使用する面│□はい □いいえ 積を抑えるとともに、周辺との調和に配慮している。 □該当なし (色彩の具体的な配慮事項) (色彩で配慮できない理由) 道路に面する敷地境界に設置した塀や生垣等は、周辺景観に馴染む意匠としてい □はい □いいえ 敷地内においては、豊かな緑化と周辺景観と調和した植栽に努めている。 ≪景観づくりの指針参考≫ 工業・業務系施設において、住宅等と隣接する敷地意匠は、緩衝帯ともなる│□はい □いいえ 緑を設置し、うるおいのある景観の創出に努めている。 (景観づくりの指針 P71) 敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮している。 ≪景観づくりの指針参考≫ 敷 地利 河川周辺については、緑の連続を確保するため、できる限り既存の緑の保全 用 を図るとともに、開発等で滅失する場合は、回復に努めている。 □はい □いいえ (景観づくりの指針 P70) 平地林や里山の保全整備を行うとともに、地区住民や地元企業等の事業者の 方々の協働による保全・活用に努めている。 (景観づくりの指針 P71) 敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺景観と調和する高│□はい □いいえ さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料としている。 □該当なし 動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板 (LED ビジョン等)、サーチ │□はい □いいえ ライトなどについては、周辺景観との調和及び夜間景観に配慮している。 □該当なし

	独立して設置する広告物の足元には、緑化を施している。	□はい □いいえ
		□該当なし
	(敷地利用の具体的な配慮事項)	
	(敷地利用で配慮できない理由)	
	一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺景観と	□はい □いいえ
	の調和に配慮している。	□該当なし
	(その他の具体的な配慮事項)	
その		
の他		
	(その他で配慮できない理由)	

【②工作物】

景観形成基準	チェック欄
建築物の基準に準じている。やむを得ず建築物の基準に準ずることができない場合は、	□はい
工作物の種類及び用途に応じて形態等に工夫し、周辺景観との調和を図っている。	□該当なし
(工作物の具体的な配慮事項)	
(工作物で配慮できない理由)	

※以下は、建築物を工作物と読み替えて、チェック、または記述してください。

項目	景観形成基準	チェック欄
位置配置等	行為地については、良好な眺望景観が得られる眺望点周辺において、眺望の妨げ とならない場所を選定している。	□はい □いいえ
	街なみが連続している地区においては、街なみの調和や連続性に配慮している。	□はい □いいえ □該当なし
	建築物については、歴史・文化等の景観資源を阻害しないよう、位置や規模について配慮している。	□はい □いいえ
	(位置配置等の具体的な配慮事項)	
	(位置配置等で配慮できない理由)	
	全体的に違和感のないまとまりのある形態意匠としている。	□はい □いいえ
	歴史的建造物の近傍や沿道景観の整っている地区では、形態意匠の調和や連続性	
	に配慮している。	
	≪景観づくりの指針参考≫	□はい □いいえ
	河川敷から見える台地端部に建築物等を建築するにあたっては、形態や外	□該当なし
TT/	壁・屋上広告などの色彩及び高さに配慮している。	
形態意匠	(景観づくりの指針 P70)	
	周辺景観や隣接する建物との調和に配慮し、できる限り高さを抑えている。	□はい □いいえ
	河川沿いや台地端部などに立地する場合は、良好な眺望景観の保全に配慮した高	□はい □いいえ
	さとしている。	□該当なし
	屋根・壁面・開口部等については、意匠を工夫し、威圧感及び圧迫感を軽減する	
	よう配慮している。	□はい □いいえ
	≪景観づくりの指針参考≫	
	工業・業務系施設の建築物の外壁の位置は、隣接する住宅への影響を軽減す	

	るため、道路境界線及び隣地域 (景観づくりの指針 P71)	竟界線から2m以上	離して設置している	0		
		そに及び田冷にへい	て 地区の特別の生	(元学)で	□はい □いい	
	商業・業務系地区では、低層階の意匠及び用途について、地区の特性や歩行 配慮し、にぎわいや街なみの連続性確保に努めている。			1111111	□はい・□いい	٠٨.
	(形態意匠の具体的な配慮事項)	出催体に分めている	0		山阪ヨなし	
	()////////////////////////////////////					
	(形態意匠で配慮できない理由)					
	建築物の屋根、外壁及び屋上設備等	窓の色彩け 以下の	表で定める範囲で	できる		
	限り低彩度とし、高明度とならない					
	材色は除く。)			13 . 214		
	色相(系)	彩				
	区分	市街化区域	市街化調整区域			
	R (赤)	4以下	2以下		□はい □いい	ヽゔ
	YR(黄赤)	6以下	4以下			/_
	Y (黄)	4以下	2以下			
	GY (黄緑), G (緑), BG (青緑),					
色彩	B (青), PB (青紫), P (紫),	4以下	2以下			
彩	RP(赤紫)					
	アクセントカラーを使用する場合に	 は、高彩度の色は避	 け、できる限り使用	 する面	□はい □いい	 'え
	積を抑えるとともに、周辺との調和に配慮している。			□該当なし		
	(色彩の具体的な配慮事項)					
	(色彩で配慮できない理由)					
	道路に面する敷地境界に設置した場	マンナ 日 学 け	星細 圧削洗む辛尼 レ	1 711		
	追呼に囲りる放地境外に収直した数	中、工垣寺は、 向起。	泉既に測来む息匹と		□はい □いい	え
	~。 敷地内においては、豊かな緑化と阝	 間辺景観と調和した	 植栽に努めている。			
敷						
地	工業・業務系施設において、住宅等と隣接する敷地意匠は、緩衝帯ともなる					
利用	 緑を設置し、うるおいのある身	景観の創出に努めて	いる。		□はい □いい	ヽえ
	(景観づくりの指針 P71)					

	敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮している。≪景観づくりの指針参考≫河川周辺については、緑の連続を確保するため、できる限り既存の緑の保全を図るとともに、開発等で滅失する場合は、回復に努めている。	 □はい □いいえ
	(景観づくりの指針 P70) 平地林や里山の保全整備を行うとともに、地区住民や地元企業等の事業者の方々の協働による保全・活用に努めている。 (景観づくりの指針 P71)	
	敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺景観と調和する高	□はい □いいえ
	さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料としている。	□該当なし
	動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板(LED ビジョン等)、サーチ	□はい □いいえ
	ライトなどについては、周辺景観との調和及び夜間景観に配慮している。	□該当なし
	独立して設置する広告物の足元には、緑化を施している。	□はい □いいえ
		□該当なし
	(敷地利用の具体的な配慮事項)	
	(敷地利用で配慮できない理由)	
	一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺景観と	□はい □いいえ
	の調和に配慮している。	□該当なし
その他	(その他の具体的な配慮事項)	
	(その他で配慮できない理由)	

【③開発行為】

景観形成基準	チェック欄	
開発行為では、本市の自然・歴史・文化を生かした景観形成の向上に資するため、周辺	□はい □いいえ	
景観との調和に配慮している。		
開発行為等を行うに当たり、できる限り既存緑地の保全等自然環境保護への配慮や、積	□はい □いいえ	
極的な緑化の推進に努めている。		
(開発行為の具体的な配慮事項)		
(開発行為で配慮できない理由)		

【④その他】

項目	景観形成基準	チェック欄
(開発行為を除く) 土地の形質の変更	できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないよう配慮している。	□はい □いいえ
	のり面の勾配は、できる限り緩やかにとり、緑化等による修景に配慮している。	□はい □いいえ □該当なし
	擁壁は、周辺景観との調和に配慮している。	□はい □いいえ □該当なし
	擁壁は、前面の緑化等により景観への影響の軽減に努めている。	□はい □いいえ □該当なし
	(土地の形質の変更の具体的な配慮事項)	
	(土地の形質の変更で配慮できない理由)	